

(設置)

第1条 この要綱は、いしがきSDGs推進プラットフォーム（以下「プラットフォーム」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるもので、本市におけるSDGs（持続可能な開発目標）の推進に向けて、SDGsに関する情報の発信や共有を通して、SDGsの普及啓発のほか、プラットフォーム会員（以下「会員」という。）同士の意見交換や連携等を促し、地域課題の解決や新たな事業創出のきっかけや繋がりをつくる場として、プラットフォームを設置する。

(プラットフォームの機能及び役割)

第2条 プラットフォームの機能及び役割は、次に掲げる事項とする。

- (1) 本市におけるSDGsに関連する情報発信に関すること。
- (2) 会員のSDGsに関する取組・活動の情報発信及び連携事業に関すること。
- (3) SDGsをツールとした地域課題の解決に関すること。
- (4) 本市のSDGsの推進及び普及啓発に関すること。

(会員の対象)

第3条 会員の対象は、本市においてSDGsに関する取組・活動を実施する行政や教育機関及び企業や団体等（以下「企業等」という。）とする。

(会員の登録要件)

第4条 会員は、登録制とし、登録に際し、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 本市においてSDGsに関する取組・活動を行う者であること。
- (2) 会員の登録情報の公表ができること。
- (3) 法令違反がないこと。
- (4) 石垣市暴力団排除条例（平成23年石垣市条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団ではなく、かつ暴力団及び同条例第2条第2号に規定する暴力団員との関わりがないこと。
- (5) 反社会的勢力ではなく、かつ反社会的勢力との関わりがないこと。
- (6) 会員としてSDGsの推進や普及啓発に意欲があること。

2 会員の登録に際し、入会金及び年会費は無料とする。

(会員の登録申請)

第5条 会員の登録申請は、いしがきSDGs推進プラットフォーム会員登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。ただし、行政機関及び大学等の教育機関においては、第1号の書類を省略できるものとする。

- (1) 会社・法人の登記事項証明書（登記簿謄本）又は、団体の規約、設置要綱等の写し
- (2) SDGsに関する取組・活動計画書（様式第2号）
- (3) その他、市長が必要であると認める書類

(会員の登録等)

第6条 市長は、前条の規定による登録申請があったときは、申請書類の内容を確認し、第4条の登録要件に適合すると認められるときは、会員として登録する。

2 市長は、SDGsの達成に向けて積極的に取り組む企業等として、会員の登録情報を本市が運営するプラットフォーム特設ウェブサイト等で対外的に広報する。

(登録情報の変更)

第7条 会員は、登録情報に変更が生じた場合には、その変更内容を登録申請書（様式第1号）に記

入の上、速やかに市長へ提出しなければならない。

(取組・活動状況の計画書及び報告書)

第8条 会員は、新規会員登録時を除き、毎年4月末までに当該年度のSDGsに関する取組・活動計画書(様式第2号)を市長へ提出するものとする。

2 会員は、毎年4月末までに、前年度のSDGsに関する取組・活動状況をSDGsに関する取組・活動状況報告書(様式第3号)にて、市長へ報告するものとする。

3 会員は、前項の規定による取組・活動状況報告書のほか、市長よりSDGsに関する取組・活動について、報告又は資料の提出を求められた場合は、速やかに対応しなければならない。

(登録の取消し)

第9条 市長は、会員が第4条に規定する要件を欠いたとき、又は次のいずれかに該当するときは、当該会員の登録を取り消すことができる。

(1) 会員が登録の取消しを求めるとき。

(2) 第8条に規定するSDGsに関する取組・活動状況の報告を行わないとき。

(3) 虚偽の申請により登録したことが判明したとき。

(4) 本要綱に違反したとき。

(5) 会員が解散又は営業停止等により、連絡が取れなくなったとき。

(6) 法令に違反する重大な事案が発生したとき。

(7) 前各号に掲げるもののほか、会員として市長が適当でないと認めたとき。

(会員の有効期間)

第10条 会員の有効期間は、新規登録又は取組・活動状況の報告があった日から2年間とする。

(禁止行為)

第11条 プラットフォームにおいて、次の行為を行ってはならない。

(1) 政治的な主義を推進するための支持又は反対するための行為

(2) 宗教等を広めるための行為

(3) 公序良俗に反する行為

(4) その他、プラットフォーム設置の目的に反する行為

(事務局)

第12条 プラットフォームの運営及び事務は、石垣市企画部企画政策課において処理する。

(損害賠償)

第13条 プラットフォームにおいて行われる全ての取組・活動等において生じる一切の損害について、石垣市は負担しない。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号（その2）（第5条、7条関係）

3 SDGs 17のゴールの注力する分野								
主要ゴールに「◎」（一つ）を、関連するゴールに「○」（複数可）を付けて下さい。								
								
								

4 SDGs に関する取組・活動の概要（150字以内）	
<p>（取組・活動の写真）【任意】</p>	<p>（取組・活動の写真）【任意】</p>
<p>（写真の説明）</p>	<p>（写真の説明）</p>
取組・活動に関する資料、webサイトのURL	

5 連携可能な自社の強み（人材、資機材、技術、ノウハウ等）（100字以内）

6 他の会員と連携して取組みたい課題（100字以内）【任意入力事項】

年度 SDGsに関する取組・活動報告書

1 会員情報		
企業・団体名		
代表者	職・氏名	
所在地		〒
担当者	職・氏名	
	電話番号	
	メール	

2 SDGsに関する取組・活動状況報告										
1	取組・活動の名称									
	取組・活動の内容 (計画書を転記)									
	取組・活動状況 (実績)									
	取組・活動の成果目 標 (計画書を転記)									
	取組・活動の成果 (実績)									
	(取組・活動の写真)【任意】					(取組・活動の写真)【任意】				
	(写真の説明)					(写真の説明)				
	関連するSDGsの ゴール (○を付ける)	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		10	11	12	13	14	15	16	17	